

正 誤 表

Q08-044 「みなし変更後の資本金」

(質問)

会社法 639 条2項により合資会社が合同会社に種類変更する際の資本金について
質問1

合資会社の唯一の無限責任社員が亡くなった場合、合同会社へみなし変更されることとなりますが、合同会社の資本金の額は次のいずれになるのでしょうか。

- 1 亡き無限責任社員の出資額を合わせた合資会社社員の全出資額
- 2 亡き無限責任社員の出資額を除いた有限責任社員全員の出資額

死亡退社により出資金は払い戻されるはずなので、1ではないとは思いますが、ただ、合資会社には資本金の概念がないにもかかわらず「種類変更直前の資本金の額」が合同会社の設立登記の課税標準金額になり、また「資本金の額の計上に関する証明書」の記載事項にもなっていることから混乱しています。

質問2

前問の場合、合同会社設立登記には、1あるいは2いずれの場合も出資が金銭のみの場合は「資本金の額の計上に関する証明書」は不要と考えてよいでしょうか。

(回答) ご質問の件、私見は、次のとおりです。

質問1・合資会社にも「資本金の額」の概念はあります(会社計算規則 30 条)。ただ、それが登記事項にされていないだけです。

回答は、2の範囲内で資本金の額に計上するものと定めた額です(会社計算規則30条1項)。

質問2・必要と考えます(法務省のHPに登録されている申請書様式3-3の19頁参照、規則92条、61条5項)。これがないと登記官には、資本金の額が判明しません。



(回答の修正)ご質問の件、私見は、次のとおりです。

質問1・合資会社にも「資本金の額」の概念はあります(会社法620条、会社計算規則30条、44条1項)。ただ、それが登記事項にされていないだけです。したがって、みなし種類変更後の合同会社の資本金の額は、種類変更直前の合資会社の資本金の額です(会社計算規則34条1号参照)。

なお、社員の死亡に伴う退社による持分の払戻しに伴い資本金の額の減少をする場合には、債権者に対する異議手続が必要になります。したがって、これらの手続は、種類変更の登記後すべきものと考えます。

質問2・必要と考えます(法務省のHPに登録されている申請書様3-3の19頁参照)。これがないと登記官には、資本金の額が判明しません。

※平成 25 年 11 月中旬以降の出荷分は修正済となっております。